

食品安全委員会（第926回会合）議事概要

日 時：令和6年1月23日（火） 14：00～14：53

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：山本委員長ほか6名出席

傍聴者：一般10名

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

- ・ 飼料添加物の名称の表示に関する省令改正について
- ・ 飼料添加物（プロピオン酸、プロピオン酸ナトリウム、プロピオン酸カルシウム、ギ酸及びフマル酸）の含有量の表示に関する省令改正について

→農林水産省から説明。

本照会については、双方とも食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するものとし、リスク管理機関（農林水産省）に回答することとなった。

- ・ 食品衛生法改正に伴う農薬登録基準の改正について

→環境省から説明。

本照会については、改正によって人の健康に影響を及ぼすものではなく、食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するものとし、リスク管理機関（環境省）に回答することとなった。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ ランピースキン病生ワクチン（Bovilis Lumpyvax-E）を接種した牛に由来する食品の安全性について

→農林水産省から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

（3）薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について

- ・「アミノグリコシド系抗生物質が家畜に投与された場合に選択される薬剤耐性菌」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を薬剤耐性菌に関するワーキンググループに依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「キノフメリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、「キノフメリンの許容一日摂取量を0.03 mg/kg 体重/日、急性参照用量を0.3 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「発芽スイートルーピン抽出たんぱく質」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、「発芽スイートルーピン抽出たんぱく質は、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「JPAo006 株を利用して生産されたリパーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、「JPAo006 株を利用して生産されたリパーゼ」は、人の健康を損な

うおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「JPAo011 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「JPAo011 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」は、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。